

子どもの地域生活の今日的変容と 「子どもの生活圏」論の再考 —「子どもの生活圏文化」の概念に注目して—

齋藤 史夫

はじめに—子どもの自由な活動の制限と地域生活の縮小

子どもが自由に遊び、活動を広げる世界が縮小している。

多くの保育所・幼稚園・学童保育などや、子どものための市民的活動の場において、子どもたちの自由な遊びや文化を発展させようという取り組みが多様に進められている。しかし、その一方で、子どもたちの自由な活動である遊びが制限・禁止されたり、自由な時間が縮小される傾向もある。

紙飛行機が禁止された学童保育（S県公設公営）、かくれんぼと缶けり・男女一緒のドッジボール・校舎の4階にある体育館でのバスケットボールや鬼ごっこが禁止されている学童保育・放課後子ども教室（都内公設民間委託）などがある。また、子どもの遊ぶ声が騒音とされ、市民的活動を自粛せざるをえない公園（S県）や、1クラスずつ時間限定で外遊びを順番にすることになっている保育所や幼稚園（K県他）がある（以上は筆者の調査により確認されたもの）。

2011年度の新学習指導要領完全実施によって、小学校1年生でも年間授業時数が68時間増え、子どもたちは毎日学童保育に「疲れたー」と言いながら帰ってくるという。学校完全週五日制で休業となった土曜日も、教育委員会が必要と認める場合には授業を行えるようになり（2013.11.29.学校教育法施行規則第61条改正）、文部科学省は「土曜日の教育活動推進プロジェクト—地域や企業の支援による教育力の向上」を開始している。

そして、文部科学省と厚生労働省は「放課後子ども総合プラン」を策定し（2014.8.8.）、「放課後児童クラブ」（学童保育）新規開設の80%は小学校内で実施すること

としている。そして、「放課後子供教室」を現在の約1万か所から全小学校区に拡大し（約2万か所）、そのうち1万か所は学童保育の本来の役割をあいまいにすることが懸念されている「一体型」として小学校内で実施するとしている。

遊びが好きで、世界を地域に大きく広げていく年代である小学生期に、その時間の多くを学校内で過ごさざるを得なくなることが懸念される。

宮原誠一は、「形成」と「教育」の概念を区別し、人間の形成の過程にはたらく「自然生長的な力」、すなわち「社会的環境」「自然的環境」「個人の生得的性質」が交錯しながらかたちづくっていくのが「人間形成の基礎的な過程」であるとした（宮原1976：7）。子どもの自由な世界の縮小は、子どもの人間形成の基礎的な過程の場である環境を縮小するものである。同時にもう一方では、東日本大震災後の被災地などで発揮されている、地域の再生を担い大人とともにまちづくりを進めるパートナーとしての子どもの役割を奪い、地域そのものの未来をも奪う方向を加速するのではないかと考えられる。

本研究は、そのような状況の中、子どもの身近な生活圏を子どもの権利を総合的に保障する場としようという「子どもの生活圏」論の提起を振り返り、今日の子どもの生活にとって必要な視点から再評価し、これからの方針を探ることを目的とする。

I　日常生活空間における子どもの権利の総合的保障と「子どもの生活圏」論

1　今日に続く問題群と『子どもの生活圏』

1989年の国連子どもの権利条約の採択、1994年の日本政府による批准を経て、子どもの権利を総合的に保障することが、国際社会においても、日本社会においても重要な課題として認識されるようになってきた。

「子どもの生活圏」論は、今日へと続く子どもの自由世界の縮小が始まった時期に、身近な生活世界を子どもの権利の総合的な保障とする場とすることを提起したものである。その原点を再確認することから、今日の子どもが置かれた状況に対する根本的な解決の方向を探ることが、再評価の第1の視点である。

子どもの身近な日常生活圏において子どもの権利を総合的に保障していくものとして、「子どもの生活圏」論を最初に包括的に提起したのは、一番ヶ瀬康子など、社会福祉・児童心理・児童施設・幼児教育等の研究者5人が10年にわたる共同研究をもとに1969年に発表した『子どもの生活圏』である（増山1989：35参照）。

一番ヶ瀬たちは、「生活圏」とは「本来的に、まず人間が、人間として健康で文化的な最低限度の日常生活を展開するのに、必要な場」であり、「子どもの生活圏」は「さらにそのなかで自由に遊び友だちをつくり、未来のおとなとしての成長・発達が充分になされるだけの状況がなくてはならない」こと、そして、「『すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される』ことの状況的な証でなければならない」としている（一番ヶ瀬他 1969：13-14・以下本書からの引用はページ数のみ）。この表現には、憲法の保障する健康で文化的な生活をおくる権利、児童福祉法に保障された福祉の権利などの子どもの権利実現の視点がある。

同書執筆の背景には、1950年代中盤から急速に進展した高度経済成長による、都市への大量の人口流入による都市問題など、今日に続く子どもの生活の激変がある。都市では劣悪な住宅環境下で子どもが暮らし、また、都市化に伴って進んだモータリゼーションによって道路整備が行われ、子どもの遊び場は奪われていった。公害の深刻化は、今日の原発事故での放射能汚染へと続く事態の出発点である。

今日に続く問題が発生をはじめた時、子どもの権利の視点から、子どもの状況を生活全体からとらえ、身近な生活圏の整備を構想し、行政の責任も明確にしながら、子ども市民とともに整えていこうという提起を、再度受け止める必要がある。

2 子ども観の先駆的提起

「子どもの生活圏」論が提起し、今日再評価が求められる第2の点は、その子ども観である。子どもの生活の場が学校内にますます狭められ、生活の領域が「学習」のみとなりかねない方向が強く打ち出されている状況下で、そもそも子どもとはどのような存在なのか、子どもの本質をどのように考えるのかが強く問われている。

「子どもの生活圏」論が提起する子ども観の第1は、子どもは日々生活している存在であり、生活の主体であるという点である。そのことから、子どもが生活する住宅の状態をはじめとして、1日の時間の使い方、生活する地域社会の様子までを含めて、子どもの実情を全体的・総合的にとらえようとした。

第2には、「子どもは誰でも、『生きる権利』をもっている。（略）さらに、『成長する権利』をもっている」、そして、その「成長」「発達」の権利は、「日日、二四時間を通じてなされるのである。（略）日常の生活のなかでなされるのである」（9-10）とされるように、子どもの権利が明確にされていた点である。

そして第3には、子どもの生活における「遊び」の重要性の指摘である。前記の「成長」「発達」は、「日常の行動の積みかさねのなかで、とくに『遊び』を中心に全

生活を通じて、その人生の基礎が形成されていく」(10)とされる。また、「子どもたちがなんとなしに集まつてくる、たむろしている、そういう中から行動としての遊びが生まれてきて、それがいろいろに展開してくる」と、子どもの権利条約第31条にある「気晴らし」とも通じる視点も指摘されている。

第4は、子どもたちが成長とともにその生活世界を広げていく存在であるという視点である。空間的に世界を広げるとともに、仲間集団を形成し、「子ども自身の社会を創っていくことが『生きた遊び』なのである」(25)という指摘は、権利条約第15条の集団・組織の権利にもつながる考え方であろう。

第5は、子どもは地域に大人と共に生活する「子ども市民」であるという指摘である。子どもを「ひとつの実在する生命さらに人格また生活者として、そのもつてているさまざまな要求や可能性にもとづき、それを法的に承認するということである。いわば、子どもを『市民』として認めあうことである」(13)という。

子どもの権利条約の採択・批准によって、「市民としての子ども」理解の必要性が強調されているが、その先駆として「子どもの生活圏」論をとらえられる。

3 子どもとの対話と現実を変えた「シビル・ミニマム」

(1) 子どもとの対話による計画立案

「子どもの生活圏」論を再評価すべき第3の点は、子どもと対話するとともに、子どもが生活する場の状況を具体的に調査して課題を明らかにし、具体的な計画を目標と計画にまとめることによって、それを具体的に実現する力を持ったという点である。

この点では、まず、作文なども活用しながら、子どもの声、生活の中での実感を聞き取ろうとしている姿勢があげられる。

6年生男子の「子どもと車」という新聞投書などから、子どもの目でとらえた子どもの生活の断面をとらえようとしていた(8-9)。また、「私たちは、T地区の子どもたちの遊園地について子どものなまの声をきいてみた。小学校一年から二年ぐらいの子どもたちである」と実際に子どもたちとも対話する。そして、子どもたちから発せられる、「この遊園地は遊園地っていえないヨ。自動車止めたりしてのモン。しゃくにさわるから、車さわったり、いやがらせしたんだ。するとおこられた。駐車禁止にすべきだよ」などの声を聞き取っている。

そして、子どもたちが自分たちの夢を表現できる方法も探っていた。世田谷区の小学生を対象とした「子どもの遊び場プラン募集」では、「水中公園」「宇宙公園」

子どもの地域生活の今日的変容と「子どもの生活圏」論の再考

「はなし飼い小鳥公園」など夢ある公園、サッカー場・野球場などのスポーツ施設、ベンチ・便所などの設備までが提案され、子どもたちが描いた絵も紹介されている。

(2) 「子どものシビル・ミニマム」と施設整備の実現

1967年、東京都は「東京都中期計画・1968年—いかにしてシビル・ミニマムに到達するか」を発表した。一番ヶ瀬康子らは東京都から委託を受け、児童のシビル・ミニマム研究会による2つの調査を、「児童のシビル・ミニマムに関する調査」(1973年)・「地域における子どもの施設と行政のあり方に関する研究—児童のシビル・ミニマム実現のために」(1974年)に取り組む。

シビル・ミニマムとは「地域社会における市民の<生活圏>の保障基準」であり、子どものシビル・ミニマムとは「子どもという特定の年齢階層にかかる<生活圏>の保障基準」である(阿利他 1979:3-12)。シビル・ミニマム研究会は、子どもの生存と発達を統一的に生活のなかで実現するために、「福祉」と「教育」の統一の必要を示しながら、地域住民とともに具体的に実態調査をして提言をまとめる。

このシビル・ミニマム論は大きな具体的な成果を生み、保育所・学童保育・児童館などの整備へと結実していく。「子どもの生活圏」論は、地域の子どもをめぐる現状を点検し、具体的に計画的に生活圏を整備していくことを提起し、実際に実現していく影響力を持っていたと言えるであろう。

「子どもの生活圏」論には、子どもの権利条約第12条・意見表明権、13条・表現・情報の自由に通じる視点から、大人と子どもの対話から計画を構想しようという姿勢があった。現在、ユニセフのプロジェクト「子どもにやさしいまち」(Child Friendly Cities)や、日本の自治体での「子どもにやさしいまちづくり」をキーワードとした取り組みが行われているが(荒巻 2013:3 参照)、その先駆といえよう。

4 「子どもの生活圏」論の今日的再評価の課題

(1) 核心としての子どもの生活圏「づくり」

高度経済成長による子どもの生活環境の激変がさらに深刻化していく中、子どもの権利条約成立に向けての国際的な動向を受けて、「子どもの生活圏」論の内容に着目し、その内容を引き継ぎ発展させることを提起したのが増山均であった。

増山は、「子どもの生活圏」の豊かな構想のためには、①活動と仲間の系、②空間・施設の系、③時間と自立の系、④人間関係と援助の系という四つの系を統一的にとらえて実現することが必要であるとした。同時に、子どもは、幼児期・少年期・青年期へと成長・発達する存在であり、その生活世界は年齢とともに広がるものであ

り、それぞれの年代の課題を明らかにし実現していくことの必要性を指摘していた（増山 1989）。

「子どもの生活圏」とは、固定的に子どもの周りにある空間ではない。一方では、子どもが生活する地域社会の状況・課題をとらえ、その解決のための計画を立て、変革していく。同時に、子どもの年齢と成長・発達によって、子どもが生活世界を広げていく。

その意味で、「子どもの生活圏」は、常に、形成途上にある動態的なもの、すなわち子どもの生活圏「づくり」としてとらえることが求められる。そして、生活圏をつくる主体は、大人と子どもの双方であり、その共同によって形作られていく。

（2）「子どもの生活圏づくり」と文化の課題

増山均は、子どもの権利条約日本批准後における「子どもの生活圏づくり」の「中心的かつ具体的な課題」は、「豊かな文化を創造すること」にあるとした。それは、①美しい自然環境と空間・施設を都市計画の中心に、②異年齢の仲間づくりと活動を多様に、③24時間の在り方を問い合わせ直し、自由時間の保障を、④指導し、援助していく大人の側の人間関係づくり、⑤地球時代の市民一小さな住民の意見表明と社会参加、⑥祭り、祈りや芸能の尊重という「六つの側面にわたって新しい生活圏文化を総合的に創造していくこと」であるという（増山 1997：146-151）。子どもの生活圏「づくり」の中心的課題は、子どもの生活圏文化の創造であるという提起である。

筆者は子どもの生活圏の創造にあたっての市民的活動や行政の役割を考察してきた（齋藤 2008、2009）。そして、子どもの生活圏文化の再生・創造に当たって児童館の果たしうる役割を考察する中で、「子どもの生活圏文化」を「①子どもが生活する場を地域に広げ、②子どもが権利の主体として地域社会に参加・参画し、③子どもたちがあそび・役割を通じて地域文化を形成する一員となること」とした（齋藤 2014：75）。

「子どもの生活圏」論の核心を動態的に子どもの生活圏「づくり」として理解し、その創造の中心に、生活圏における文化の課題を位置付けることが必要である。「子どもの生活圏」論を今日的に再評価し「子どもの生活圏文化」論として発展的に受け継ぐことが求められる。

II 国際的課題としての子どもの文化権の確立

1 国際社会における文化権の生成

今日、子どもの生活圏論に「文化」の位置づけを明確にする必要があるのは、第1に「子どもの文化権」の確立が国際社会の課題となっていることがあげられる。

増山は、子どもに不可欠な権利として、①生存権・生活権、②教育権・学習権とともに「③子どもの文化権が承認されなければならない」という（増山 1995：30）。

国際社会における文化権、すなわち「文化的な生活に参加する権利」は、第2次世界大戦後の国際社会において深められてきている生成途上の権利の一つである。

佐藤一子は、1948年に採択された世界人権宣言第27条第1項に「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する」（外務省・仮訳文）と規定されたことを基本として、1966年に採択され76年に発効した国際人権規約における定位、1976年の第19回ユネスコ総会においての「大衆の文化的な生活への参加及び寄与を促進する勧告」をへて、「『文化的な生活に参加する権利』を保障する公共的な文化政策の基本原則がはじめて確認された」という（佐藤 1989：6-15）。

「文化的な生活に参加する権利」確立への動きを受けて、日本でも2001年12月7日に文化芸術振興基本法が公布され、その第2条3に「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」として国民の文化権が明確にされるとともに、環境の整備がうたわれた。

このように、国際社会において文化権が確立し、日本でも法律上で明記されてくる状況の中で、子どもの独自の文化権の確立が国際社会及び日本社会においての課題となっている。

2 国際社会での実践と対話により形成される子どもの文化権

国連・子どもの権利条約第31条において休息・余暇、遊び・レクリエーション、文化的生活・芸術への参加という内容を持つ子どもの文化権が明確に規定されたが、これは「大人のレベルでの人権規定の歩みを子どもの分野にも敷衍することによって規定化」されたものである（増山均 1995：27）。

荒巻重人によれば、国連における子どもの権利条約審査の過程において、まず教育条項の中に遊び・レクリエーションが据えられ（ポーランド第1次原案）、ついで、その項が独立した条文案（ポーランド第2次原案）として提出されたが、そこには、

休息・余暇と文化的生活・芸術への参加は存在していなかったという。ようやく、1985年の作業部会でのカナダ・アメリカの提案によって、休息・余暇、文化的生活と芸術への参加がすえられ、今日見る条文の原型が完成したという。しかし31条については、「権利の性格や内容にかかわる論議がなかったので、それを具体化する作業が残されたままである」という（荒巻1992：91）。

国連・子どもの権利委員会においての各国別審査の過程においての3度にわたる日本の市民NGO組織からの報告書では、毎回、第31条に関わる日本の子どもの文化権の状況と課題についての報告がなされている（増山2004、増山・齋藤2012に収録）。同委員会による最初の2回の日本政府への勧告においては、子どもの文化権について独立した項目が立てられていないが、第3回目の勧告において初めて項目が立てられた（パラグラフ76）。

そして、国連・子どもの権利委員会は2013年4月17日に「一般的意見17号：休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利」（以下GC17）を発表している。

この経過のように、子どもの文化権は、その共通理解がすでに確立しているものではなく、国際社会での諸機関・政府・市民による実践と対話を通じて深められ形成されている途上にある。その意味で、日本市民からの日常の実践と研究にもとづく報告は、国際的な対話に主体的に参加し、子どもの文化権生成の一部をなしている行為といえよう。

3 日本における子どもの文化権の確立と文化的参加

日本において、大人の文化権については法律上定式化されたが、子どもの文化権についても明確な法的規定と、権利にもとづく子どもの文化的参加を実現することが課題となっている（佐藤・増山1995参照）。

GC17においては「第31条に掲げられた諸権利に対する各国の認識が不十分であることを懸念し」、「適切な条件整備のための投資が行なわれず、保護のための法制が薄弱であるかまったく存在せず、かつ、国・地方のレベルにおける計画策定にあたって子どもたちが不可視化されることになっている」（平野裕二訳：パラグラフ2）とされている。国連に届けられた過去3回の市民NGO報告書においては、日本においても子どもの文化権を法的に位置づけることを提起している。文化権を子どもの基本的な権利として明確に確立することが求められている。

同時に、構造化・組織化された活動とともに、「同じぐらい重要なのは、自然発生

子どもの地域生活の今日的変容と「子どもの生活圏」論の再考

的な遊び、レクリエーションおよび創造性のための時間と空間を創り出す必要があること、ならびに、このような活動を支援しつつ奨励する社会の態度を促進することである」(パラグラフ2)とされている。子どもたちが毎日の生活の中で自由な時間が保障され、遊びを中心とした生活文化創造の担い手となる、日常生活圏における文化的参加が保障されることが求められる。

日本においての子どもの文化権の確立と文化的参加の実現は、日本の子どもにとって重要な課題であるとともに、国際社会における子どもの文化権の確立にも貢献することとなろう。

III 子どもの文化的アイデンティティと地域の持続的発展

1 子どもの権利条約第31条のホリスティックな理解

国際的な共通理解としての子どもの文化権は、子どもの権利条約第31条における、「子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的生活および芸術に自由に参加する権利」(国際教育法研究会訳)である。

GC17においては、「第31条は、その構成要素の面でも、条約全体との関係においても、ホリスティックに理解されなければならない」(パラグラフ8)とされている。

増山と筆者は、「休息・余暇の権利」をそのスペイン語正文から「気晴らし」の権利と理解し、「自由な時間の主人公となる権利」ととらえる必要を提起した。そのことによって、「遊び・レクリエーションの権利」が、大人がおぜん立てをして「遊ばせる」のではなく、子どもたちの主体的な取りくみとなって地域をつくりかえる力にもなること、そして、芸術に参加するとともに、「人間的生活」ともいえる「文化的生活」を築く主体となることを主張した(増山・齋藤 2012: 28-37)。

子どもの文化権である第31条の「実現は、子ども時代の質にとって、最適な発達に対する子どもたちの権利にとって、回復力の促進にとって、そして他の諸権利の実現にとって、基本的重要性を有する」(GC17: パラグラフ8)のである。

2 子どもの生活の中心としての遊び

今日、子どもの遊びへの制限が広がり、自由な遊びの時間と空間が縮小していく中では、子どもがつくる文化としての遊びのもつ本質的な重要性を強調して理解することが何より求められる。

筆者らの調査では、首都圏の小学生2993人に対するアンケートにおいて、「自分

はどんな人だと思いますか」という問い合わせの第1位の回答は、「遊ぶのが好き」(55.6%)であり、第2位が「友だちを大切にする」(38.8%)であった。遊ぶのが好きで・友だちを大切にするのが子どもである。

また、1人か2人で遊ぶという子どもは小学1年生では40.4%であったが、6年生では18.6%へと減少し、3人以上で遊ぶという回答が1年生での56.1%から6年生での71.5%へと増加している。遊ぶ場所についても、1年生での自分の家(32.1%→小6:18.8%)・学童保育(21.3%→0.6%)・放課後子ども教室(15.2%→0.6%)という身近な場所・社会的に整備された場所から、公園(14.8%→38.7%)・友だちの家(9.0%→19.8%)へと外へと広がっている(斎藤2012)。

2004年の調査ではあるが、小学5・6年生は「もっと長時間遊びたい」という項目に、「よく思う」56.8%、「時どき思う」28.4%と、あわせて85.2%がもっと長く遊びたいと答えている(深谷他:48-50)。

自らを遊びが好きと考え、もっと遊びたいと考える子どもの思いにこたえることこそ、今何よりも優先して解決すべき課題である。そのためには、子どもの時間と、地域に広がる生活空間での自由な活動の保障が求められる。それを地域の側からみた時、子どもの声が消えた地域は、歴史と文化が継承されず、その持続も困難となっていくということでもある。

3 子どもの文化的アイデンティティと地域の持続的発展

GC17の11パラグラフにおいては、「コミュニティの文化的生活への参加は子どもたちの所属感における重要な要素のひとつである。子どもたちは、自己の家族、コミュニティおよび社会の文化的・芸術的生活を受け継いで経験し、かつ、そのプロセスを通じ、自分自身のアイデンティティの感覚を見出して築き上げていく。子どもたちはまた、文化的生活および伝統的芸術の刺激および持続可能性にも貢献する」とされている。

日本国内にも多様な国籍や文化を持つ集団が存在し、その文化的アイデンティティの尊重は重要な課題である。同時に、各地域には歴史的に形成された固有の文化があり、地域社会の文化的生活に参加することが、地域社会の一員としての文化的アイデンティティの形成となるという側面を見ることが必要である。

東京への一極集中による首都圏への人口の移動を原因として、20~39歳の女性人口が5割以下になるという「消滅可能性都市」が2040年までには896を数えるとの「日本創世会議」の発表が衝撃を持って受け止められた。増田寛也は、この現状に対

子どもの地域生活の今日的変容と「子どもの生活圏」論の再考

する「防衛・反転線」として、「地方中核都市に資源や政策を集中的に投入し、地方がそれぞれ踏ん張る拠点を設ける」という構想を提示している（増田寛也 2014:50）。

しかし、この増田の論は、そもそも「消滅可能性都市」というアイディアの妥当性の検討とともに（小田切 2014、岡田 2014 など参照）、地方中核都市に資源を集中するという方向では、子どもたちから地域の文化的生活のアイデンティティをうばっている現状を変えるものとはなりえないと思われる。子どもたちが自分の暮らす地域を大切に思い、地域の文化的生活の形成の主体者となることによって、子どもたちがコミュニティの文化的生活の「持続可能性への貢献」をなすことができると考えられる。

IV 地域文化の再発見・創造とまちづくり

1 まちづくりの主体者としての子ども

2011年3月11日、東日本大震災とその後に起きた福島第1原子力発電所の事故は、未曾有の災害となり、多くの子どもも犠牲となり、一日も早い復興が望まれる。同時に、このかつてない危機のなかでは、子どもたちも主体的に危機からの回復や地域の再生・復興に参加し、本来子どもが持っている力を再確認する機会ともなった。その意味で、「市民としての子ども」は、実際に地域の再生・地域づくりに参加する実体を持つことを示し、危機を乗り越え「人間復興の地域創造」へと向かう確かなパートナーとなっている。

大震災後に発行された『子ども白書2011』は、緊急に「東日本大震災から未来へ—子どもが指し示す希望とともに」との特集を組んだ。同特集の中で森本は、子どもへの被害の深刻さとともに、中学生が臨時の「学校」や「図書館」を創る、子どもが情報コーナーの運営・食糧配給・ごみ処理などに活躍する、自閉症の中学生が毎朝ラジオ体操のピアノ演奏をして避難所の人々をいやす、などの「希望としての子どもたちの姿」「大人を励まし勇気を与える存在」としての子どもたちの姿を紹介している（森本 2011）。

子どもたちが、困難の中で自らの思いから行動に立ち上がったことが、困難の中にいる大人・地域を励まし、子どもたち自身も元気になっていったのである。ここに、地域を再生・創造する欠かせないパートナーとしての市民としての子どもたちの姿を見ることができる。

2 地域文化の価値の発見と創造

震災を前後とした、子どもたちの活躍の姿、地域づくりへの参加を見るとき、地域の文化—自然・歴史・産業・祭りなどに注目した地域の価値の再発見が「子どもの生活圏」づくりに果たす役割の大きさを見ることができる。

「釜石の奇跡」ともよばれ、学校滞在中の児童生徒に津波の犠牲者を出さなかつた釜石市の防災教育は、子どもたちに、「助けられる人」から「助ける人」へとなると、地域の一員として役割を果たすことを励ましたことに大きな特徴を持つ。同時に、防災教育を指導した片田敏孝は、「釜石は海がいっぱい見えてきれいで、海の恵みをいっぱいもらって食べ物もおいしくて」と地域の魅力を再発見することを防災教育の出発点においたという。そして海のある地域に生きるための「お作法」として「災いをやり過ごす知恵」をもつための「災害に強い文化」を醸成したという(片田 2011)。

また、宮城県気仙沼市の高校生たちは、震災後の地域を観光によって盛り上げたいと「底上げ Youth」を結成して「恋人チーム」「フードチーム」「お祭りチーム」「人チーム」の4つのグループでの活動を行っている。気仙沼は地元出身の歌人落合直文が、「恋人」という現代語を日本で初めて短歌に詠んだ地であるという。その地域の文化の歴史に着目し、「気仙沼恋人スポット」という観光パンフレットを作成し、「恋人ツアーア」も実施している(小野寺 2014)。

「子どもの生活圏」論は、地域の現状を、子どもの声や調査から把握し、地域を計画的に形成していくという重要な提起であったが、歴史的に形成されてきた地域の財産・社会資源や、文化的な遺産などを組み込んでいくことは十分に強調されていなかった。「子どもの生活圏」論を今日的視点から再評価する上では、地域の歴史と文化に着目し、地域の価値を発見して、地域の実情に見あった地域づくりをすすめる「持続可能性への貢献」の観点を補うことが必要である。

3 子どもとつくる文化

東日本大震災被災地では、子どもたちが地域社会の一員、「子ども市民」として主体的に参加し、遊びやまちづくりを通じて、文化的生活の形成者となる姿がある。

従来、「児童文化」の概念は、「①大人が子どものためにつくり与える側面と、②子ども自身がつくり出す側面の両方を含んだものとして考えられてきた」という。そして、子どもの主体性と権利性を込めて「子どもの文化」という用語が広がってきた。そして、「子どものための文化」の土台には、「子ども自身の遊び文化・生活

子どもの地域生活の今日的変容と「子どもの生活圏」論の再考

文化」の豊かな展開があることも指摘されていた（増山 1995：32-34）。

東日本大震災以降の、子どもとともに進められている文化を中心とするまちづくりを見る時、「子どもがつくる文化」「子どものための文化」とともに、子どもと大人が協力して創造する「子どもとつくる文化」を視野に入れる必要がある。子どものための環境づくりや、子どものための芸術なども、子どもの声を聞き、対話することなどを通じて「子どもとつくる文化」としていくことを意識する必要があろう。

東日本大震災の被災地、岩手県山田町・陸前高田市、宮城県石巻市では、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの支援を受けて、「子どもまちづくりクラブ」が活動している。山田町では特産品まつたけとしいたけからイメージキャラクターを作り、祭りを調べて町の良さを発信しているという。そして、3つのクラブでは、自治体の復興計画案を読み、各市町と県への政策提言を行った（津田 2012 参照）。「子どもの生活圏」論の提起が子どものシビル・ミニマムへと行政の計画に結実して具体的な施設整備へと結びついたように、この動向をこれからの大震災の復興、そしてそれ以外の地域でも子どもとともにつくるまちづくりへと発展させていくことが求められる。

おわりに 子どもの生活圏文化の創造

子どもの自由世界がますます縮小される中で、「子どもの生活圏」論を再評価し、「子どもの生活圏文化」論として今日的に発展させることが求められている。

「子どもの生活圏文化」とは、まず第1に、一番ヶ瀬らが提起したように子どもの身近な生活世界を、生存権・生活権・教育権・学習権・文化権という子どもの権利を総合的に実現する場とすることである。

そして、第2に「文化」の位置づけを明確にして、国際社会において生成し確立を目指す子どもの文化権の実現の一翼として、日本での子どもの文化権の確立と文化的参加の実現をその中心課題として位置づけることである。

その際には、①子どもの権利条約第31条にある、休息・余暇（気晴らし）、遊び・レクリエーション、文化的生活・芸術への参加、を一体のものとしてとらえて実現すること、②地域社会の自然・歴史・産業・祭りなどの文化の価値を再認識して文化的生活を地域に創造すること、③子どもも地域に暮らす市民として文化形成の主体者となる文化的参加を実現すること、などが必要である。

第3には、具体的な状況分析と計画から地域に子どものための施設が整備されていったように、今日において、子どもの参加によって地域政策を立案し、計画的実

現を図るという子ども参加の「まちづくり」をすすめることである。東日本大震災被災地において、その可能性が端緒的に示されたが、それを広げる必要がある。

以上のように、「子どもの生活圏」論を、子どもの文化権と文化的参加の位置づけを明確にして、「子どもの生活圏文化」論として発展的に再評価することが求められる。そのことによって、地域に子どもの生活を再生して子どもの人間形成を保障するとともに、地域社会の文化的生活を豊かにし、持続可能な地域の形成が可能となるだろう。

現在、被災地などにおいて、地域社会の文化的形成者としての子どもの活動が多様に展開を始めている。それらの実態的研究を進めること、及び、国際社会においての子どもの文化的参加の動向を調査研究することを今後の研究課題としたい。

(引用文献)

一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・窪田暁子・宍戸健夫 1969『子どもの生活圏』日本放送出版協会

阿利莫二・一番ヶ瀬康子・持田栄一他編 1979『子どものシビル・ミニマム』弘文堂
荒巻重人 1992「子どもの権利条約と教育・文化への権利」永井憲一編『子どもの権利条約の研究』法政大学出版局

荒巻重人 2013「子どもにやさしいまちづくりの展開と課題」喜多明人他『子どもにやさしいまちづくり』第2集日本評論社

ファイト新聞社 2011『宮城県気仙沼発！ファイト新聞』河出書房新社

深谷昌志・深谷和子・高旗正人 2006『いま、子どもの放課後はどうなっているのか』北大路書房

片田敏孝 2011「『姿勢の防災教育』が『想定外』を生き抜く地域を創る」『子ども白書 2011』草土文化

増山均 1989「子どもの生活圏づくり」「子ども研究と社会教育」青木書店

増山均 1995「子どもの文化権とアニメーション」「子どもの文化権と文化的参加」

増山均 1997『教育と福祉のための子ども観』ミネルヴァ書房

増山均 2004『余暇・遊び・文化の権利と子どもの自由世界』青輔社

増山均・齋藤史夫編著 2012『うばわないで！子ども時代』新日本出版社

増田寛也 2014『地方消滅』中央公論新社

子どもの地域生活の今日的変容と「子どもの生活圏」論の再考

- 宮原誠一 1976 「教育の本質」『宮原誠一著作集第1巻教育と社会』国土社
- 森本扶 2011 「東日本大震災から未来へ」『子ども白書2011』草土文化
- 小田切徳美 2014 『農山村は消滅しない』岩波書店
- 小川太郎 1960 『増補日本の子ども』新評論
- 岡田知弘 2014 『自治体消滅論を超えて』自治体研究社
- 小野寺彬 2014 「高校生が気仙沼の魅力を発信する！」『子ども白書2014』本の泉社。
- 齋藤史夫 2008 「子どもの生活圏とファンタジー —『子どもの世界』をどう理解するか—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第53輯
- 齋藤史夫 2009 「子どもの生活圏と子育ての共同・協働—地域子ども教室推進事業から見た行政の役割—」早稲田大学哲学会『フィロソフィア』第96号
- 齋藤史夫 2012 「首都圏小学生の自己認識と遊びの現状」早稲田大学文学学術院教育学会『早稲田教育学研究』第3号
- 齋藤史夫 2014 「『子どもの生活圏文化』の再生・創造と児童館—『総合的な放課後対策』と『児童館ガイドライン』の検証を通して—」日本福祉文化学会『福祉文化研究』vol.23.
- 佐藤一子・増山均編著 1995 『子どもの文化権と文化的参加』第一書林
- 佐藤一子 1989 『文化協同の時代』青木書店
- 佐藤一子 1995 「共に生きることと文化を創ること」『子どもの文化権と文化的参加』
- 津田知子 2012 「子どもにやさしい地域づくり」『子ども白書2012』草土文化

